

記入例

第1 利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係 1 各筆明細

整理番号	利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 (A)		(氏名又は名称) 借り手氏名		TEL (住所) 借り手 TEL・住所 (同意印) 印									
	利用権を設定する者の氏名及び住所 (B)		(氏名又は名称) 貸し手氏名		TEL (住所) 貸し手 TEL・住所 (同意印) 印									
賃料等が発生する場合 → 賃借権 無償で貸借する場合 → 使用貸借権			代理人 農地利用集積円滑化団体 代表者		代理人									
利用権を設定する土地 (C)			設定する利用権 (D)		利用権を設定する土地の (B) 以外の権原者等 (F)									
所在	地番	現況地目	面積 m ²	利用権の種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃	借賃の支払方法	住所	氏名又は名称	権原の種類	[同意印]	備考
大字	字													
吉美	下石田	3268	畑	1,234	賃借権	大根	R1.7.10	R4.4.9	13,000 (10,500)	毎年12月末日貸借人の住所にて支払う	賃借権			共有名義の場合は、名義人全員の記名・押印
この計画に同意する。利用権の設定を受ける者			15日×の翌々月10日		年数は双方で話し合い		<賃貸借のみ> 全体の賃料を記入し、()内に10aあたりの賃料を記入		<賃貸借のみ> 時期・支払方法		借り手氏名		印	
利用権を設定する者			例) 4月30日提出 → 5月15日までの始期は7月10日		日付は4月9日または11月9日のいずれか		物納の場合は、米〇俵等と記入		住所 (同上)		貸し手氏名		印	
利用権を設定する者以外の方で利用権を設定し、使用収益権を有する者									住所 (同上)		農地利用集積円滑化団体代表者		印	

- (記載注意) (1) この各筆明細は、利用権設定の当事者ご番号に枝番を付して整理する。
 (2) (C) 欄は、大字別に記載する。
 (3) (C) 欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の地積がない場合及び土地改良事業に

よる一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物（以下「目的物」という。）を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から、30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合其他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

**借り手・貸し手で
話し合っ**

借手人の経営状況について記入

3 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
(農業生産法人以外)

整理番号	氏名又は名称	湖西 太郎	性別	男	年齢	50	農作業従事日数	300 日	
利用権の設定等を受ける土地の面積 (A) m ²	利用権の設定等を受ける者が耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積 (B) m ²	利用権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)	利用権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)				利用権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (E)	利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)	
今回設定する面積	すでに所有 または 借いて耕作している面積		世帯員	農業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者)	雇用労働力 (年間延日数)	種類	数量	種類	数量
農地 1,234	農地 3,000 田畑 12,000	水稻 大根	男 3人	農業専従者 2人 (2人)	300 人日			トラクター	1
採草放牧地	採草放牧地		女 4人	主として農業に従事する者 1人 (1人)				耕運機	1
その他		具体的な作物を記入		農業補助者 従として農業に従事する者 1人 (1人)				動噴	1
								田植機	1
								トラック	2

- (記載注意) (1) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中に第1から第4までのいずれかの関係中にその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、利用権等の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C)欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (4) (D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60~149日のをいう。
- (5) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農地基本台帳により整理されている場合には、農地基本台帳番号〇〇、氏名又は名称、性別、年齢、農作業従事日数のみの記載にかえることができる。

農作業を行っていない者も含め
同じ世帯全員の人数を男女別に記入

世帯の中で農作業に従事している人数を記入
60歳未満は()内に再掲